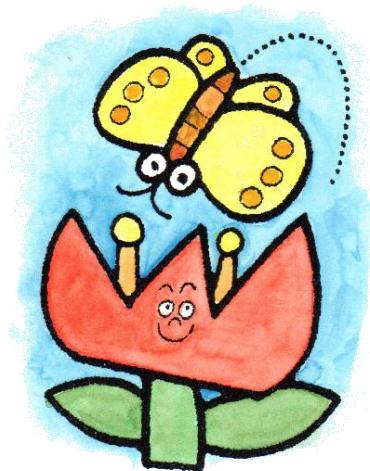


令和5年度

# 初任者研修（幼・こ）の手引



香川県教育委員会  
香 川 県

## 初任者研修（幼・こ）の手引について

- ◆ この手引は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修のねらいや内容・方法等を明らかにして、初任者配置園における研修が効果的に行われることを願って作成しました。
- ◆ 該当園においては、この手引を参考に、次のこと留意して指導計画を作成してください。
  - ・園の規模、教職員構成、初任者の実態等に応じた研修内容・方法を工夫すること。
  - ・指導計画の作成に当たっては、園外研修計画との関連について配慮すること。
  - ・園内における現職教育との関連を十分図り、すべての教職員の協力のもとに、効果的な研修の推進に努めること。
- ◆ 研修の基盤は、初任者の自己啓発にあります。そのため、初任者が日々の教育・保育活動を通して自ら研鑽に努め、教育・保育専門職として必要な資質・能力の向上が図られるよう配慮することが望まれます。

目 次	
幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修実施要項	2
I 初任者研修（幼・こ）計画	4
1 園内における研修	4
2 園外における研修	4
II 園内における研修	
1 園内指導体制	7
2 研修指導員の役割	7
(1) 職務内容	
(2) 指導の範囲・程度	
(3) 指導に当たっての配慮事項	
3 指導計画の作成	8
(1) 指導内容	
(2) 指導方法	
III 参考資料	
1 園内研修指導計画例	16
2 研修用ビデオ一覧表	17
3 新しい先生とともに	20
（「幼稚園新規採用教員研修資料（文部科学省）」から抜粋）	
4 教育公務員特例法（抄）	25
5 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）	
	25

# 幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修実施要項

香川県教育委員会  
香 川 県

## 1 趣旨

この要項は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）附則第 5 条に規定する初任者研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

この要項に定める研修は、教員の経験に応じて実施する現職研修の一環として、初任者研修を受ける者（以下、「初任者」という。）について、1 年間の研修を実施し、その職務の遂行に必要な実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

## 3 実施主体等

- (1) 香川県内の公立の幼稚園の初任者に対する初任者研修は、香川県教育委員会事務局義務教育課（以下、「県教委義務教育課」という。）が実施する。香川県内の公立の幼保連携型認定こども園（以下、「幼保連携型認定こども園」という。）の初任者に対する初任者研修は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課（以下、「県子ども政策課」という。）が実施する。
- (2) 公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下、「園」という。）を所管する市町教育委員会及び市町主管課は、その所管に属する園の初任者について、県教委義務教育課及び県子ども政策課が実施する初任者研修に協力するものとする。

## 4 対象者

初任者研修の対象者は、香川県内の公立の園の教諭等に採用された者（教育公務員特例法第 23 条第 1 項に規定する政令に基づき香川県教育委員会が指定する者を除く。）とする。

## 5 内容

- (1) 園外研修  
園外研修は、講義及び演習等による研修並びに宿泊研修を行う。なお、園外研修日数は、年間 8 日程度（うち宿泊研修を含む。）とする。
- (2) 園内研修  
園内研修は、初任者が所属する園において、研修指導員による指導及び助言による研修を行う。なお、園内研修日数は、年間 10 日程度とする。

## 6 年間計画

- (1) 県教委義務教育課及び県子ども政策課は、初任者研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下、「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間計画においては、研修の内容の具体的な項目並びにその実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

## 7 実施計画

- (1) 園長は、市町教育委員会又は市町主管課が作成する教員研修計画に基づき、園内研修の実施に関する具体的な計画（以下、「実施計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画においては、園外研修における研修との関連に配慮して、研修指導員の指導及び助言による研修等の具体的な項目並びにその実施方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 園長は、実施計画の作成に当たっては、園の教職員組織や地域の状況などの実情に配慮し、研修指導員の協力を得て、これを作成するものとする。

## 8 研修指導員の配置等

- (1) 県教委義務教育課及び県子ども政策課に、研修指導員（会計年度任用職員）を置く。
- (2) 研修指導員は、県教委義務教育課又は県子ども政策課が指定する園を巡回し、初任者に対する指導及び助言を行う。

## 9 園内研修体制

- (1) 研修指導員は、園長の指導の下に、実施計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 初任者が所属する園においては、初任者研修として行われる研修のほか、所属の教職員による指導等を行い、初任者がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮するものとする。

## 10 実施計画書及び実施報告書

園長は、県教委義務教育課又は県子ども政策課が別に定めるところにより、実施計画書及び実施報告書を作成し、県教委義務教育課又は県子ども政策課に提出するものとする。

## 11 運営協議会

- (1) 県教委義務教育課は、年間計画の作成その他初任者研修の実施に関する諸問題について協議を行うため、香川県幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を設置することができる。
- (2) 運営協議会は、委員若干人をもって組織する。
- (3) 委員は、香川県教育委員会教育長が命じ、又は委嘱する。

## 12 園長等連絡協議会

県教委義務教育課及び県子ども政策課は、初任者研修を円滑、かつ効果的に実施するため、初任者が所属する園の園長及び研修指導員の連絡協議会を開催することができる。

## 13 その他

この要項に定めるもののほか、初任者研修の実施に関し必要な事項は、香川県教育委員会教育長と香川県知事が別に定める。

- 附 則 この要項は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# I 初任者研修（幼・こ）計画

幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修実施要項（香川県教育委員会・香川県）に基づき、次のように初任者研修（幼・こ）計画を定める。

## 1 園内における研修

指導計画の作成に当たっては、P9～P15 に示す文部科学省「幼稚園等新規採用教員研修の研修項目例」等を参考にすること。

### （1）研修日数

園内における研修指導員を中心とする指導及び助言による研修日数は、年間 10 日とする。

### （2）研修時間

初任者に対する指導時間は、1 日 7 時間とする。

### （3）内容

園内における研修は、基本的素養、学級経営、教育課程及び全体的な計画、子ども理解等保育者の職務遂行に必要な事項について実施する。

研修内容については、初任者の必要に応じて精選、重点化を図るとともに、初任者の指導力の状況等に応じて、適時性と系統性をもたせるようとする。

## 2 園外における研修

### （1）教育センター等研修

香川県教育センター（以下、「県教育センター」という。）は、年間研修計画を作成し、県子ども政策課と連携しながら年間 8 日実施する。

### （2）宿泊研修

県教育センターは、園外における研修の一環として、宿泊研修計画を作成し県子ども政策課と連携しながら実施する。

# 園外研修の受講に当たっての留意事項

## 1 受講に当たって

- ・ 当日は、検温と健康チェックを済ませ、発熱やその他の体調不良がある場合は、受講を控える。
- ・ 各自分でマスクを持参しておく。(協議の際などにマスクの着用をお願いする場合がある。)
- ・ 受講者は、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 受講に際しては、名札(各園で使用しているもの)、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分(午後1時25分)である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時(午後1時)から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、下記の通り届の手続きを行う。

【公立幼稚園】	【公立幼保連携型認定こども園】
管理職から市町教育委員会又は市町主管課に(高松市は、高松市総合教育センターに)連絡する。その後、園長名で「市町教育委員会教育長又は市町主管課長」「教育事務所長」「県教育センター所長」あての欠席等の届を作成し、メールで提出する。	管理職から市町教育委員会又は市町主管課に(高松市は、高松市総合教育センターに)連絡する。その後、園長名で「市町教育委員会教育長又は市町主管課長」「県子ども政策課長」「県教育センター所長」あての欠席等の届を作成し、メールで提出する。

なお、あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または郵送でもよい。届の様式は、県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電 話 番 号	087-813-0941(教職員研修課)
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

## 2 県教育センターの利用について

- (1) 自家用車での来所について
  - ・ 研修受講者は、県教育センター建物の南側にある駐車場が利用できる。
  - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
  - ・ 県教育センターWebサイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
  - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合には準備する。
  - ・ 1日研修の際には、業者が昼食(お茶付弁当500円)を販売しているが、数に限りがある。

## 3 緊急時の対応について

### (1) 警報発表時の対応

原則として、午前6時30分(午後からの研修の場合は午前10時30分)から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域に警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪)が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

### (2) 地震発生時の対応

- ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
- ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、園や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

※ いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

**園外における研修**

**令和5年度 香川県教育センター 年間実施計画（8日）**

回	期日	指標	内 容	会 場
1	5/9 (火)	(Ba1) (Aa1) (Ac1)	開講式（所長挨拶） 講話・演習「子どもとのよりよい人間関係を育む」  講話「教育公務員として」 オリエンテーション 講話・演習「就学前教育の現状と課題」	県教育センター
2	6/22 (木)	(Ac1) (Bb1) (Aa1) (Ab1) (Bc1)	五色台宿泊研修事前研修 保育参観「先輩教員の保育に学ぶ」 講話「子どもと共に在る保育者」  講話・演習「保護者との関わり方（教育相談を含む）」 講話「非認知能力を伸ばす子どもへの関わり」	香川大学教育学部 附属幼稚園（坂出）  坂出市民ホール
3 4	7/27 (木) ～ 7/28 (金)	(Ab1) (Ab1) (Bc1) (Bc1) (Bb1) (Ac1)	五色台宿泊研修（1泊2日） 1日目 演習「野外炊事」 講話・演習「人間関係とコミュニケーション」 班別協議 演習「キャンプファイヤーの集い」 2日目 演習「自然体験研修」 演習「振り返り」	五色台少年自然 センター等
5	8/29 (火)	(Bb1) (Cc1) (Ca1) (Ba1)	講話・演習「本に親しむ指導の在り方」 講話「児童虐待の防止について」  講話「幼児理解に基づいた評価の実施」 研究協議「日々の保育記録について」〔幼〕〔こ〕	県教育センター
6	10/19 (木)	(Ba1) (Cc1) (Cc1イ) (Bb1)	講話「乳幼児期の人権・同和教育」 講話・演習「乳幼児期のけがと救急処置」  講話「情報モラル・個人情報保護・著作権」 講話・演習「子供の豊かな造形表現や遊び」	県教育センター
7	12/25 (月)	(Ba1ア) (Bc1ア) (Ac1) (Ac1)	講話・演習「特別支援教育について」 研究協議「心身に障害のある幼児の指導について」  講話・演習「メンタルヘルス」 研究協議「研修の成果と今後の課題」〔幼〕〔こ〕 閉講式（所長挨拶）	県教育センター
8	2/2 (金)	(Bb1)	研究発表会参加（保育参観・研究協議等）	香川大学教育学部 附属幼稚園高松園舎

※研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

## II 園内における研修

### 1 園内指導体制

幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修をより充実したものとしていくためには、園長の指導のもとに、全教職員の幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修への共通理解を図り、園全体で初任者を育てるという考えに立ち、研修指導員を中心にして、すべての教職員の協同的な指導体制を確立していくことが大切である。

#### ○運営と組織についての配慮事項

- ・園長、研修指導員、現教主任は必要に応じて当該研修の研修内容・方法、指導計画、研修の成果と課題について話し合うことにより、本研修を円滑かつ効果的に運営できるようになることが大切である。
- ・初任者の所属する団（年長・年中・年少・未満児）の教員組織は、初任者の個性や成長に及ぼす影響が大きいので、経験年数等を十分配慮することが大切である。

### 2 研修指導員の役割

研修指導員は、指導計画に基づき、年間10日初任者に効果的な指導・助言を行う。

日常の教育活動を通して、初任者の人間性の伸長や教員としての力量を高めるよう指導・援助を行う。初任者が喜びをもって保育にあたり、少しづつ専門性を高めていこうとする意欲を支えることが大切である。

#### (1) 職務内容

##### ① 運営面の役割

- ・研修指導員は、園長の指導の下、他の教職員の協力・援助を得て具体的な指導計画を作成する。
- ・現職教育との関連を図り、効果的な研修が行われるよう配慮する。
- ・園内研修と園外研修の関連を図るために、園外における研修内容の把握に努める。
- ・幼稚園及び幼保連携型認定こども園初任者研修について全教職員が共通理解を図るための場（職員会議・現職教育等）を設定し、全教職員の協同的な指導体制を確立していく。

##### ② 指導面の役割

- ・研修内容・方法及び実施上の問題点の整理や評価をし、指導計画を修正しながら指導・助言を行う。
- ・初任者の個性や成長等に応じた研修となるよう研修内容・方法を工夫する。
- ・日常の教育・保育活動における突発的な問題に対する処置への適切な指導・助言を行う。

- ・初任者の悩みや特性の把握に努め、人間的成長を図るための側面的な援助を行い初任者の自立を見守る立場で取り組む。

## (2) 指導の範囲・程度

初任者が、将来にわたって幼稚園等の教員として必要な基礎的・基本的資質を身に付けるとともに、心豊かで全人的な成長が図れるようとする。そのためには、次の心構えをもって指導・助言に当たることが大切である。

### ① 教員としての人間的特性を高める。

- ・幼稚園等の教員として生きることへの自信や、希望をもたせる。
- ・子どもを愛する心を養う。
- ・先輩教員から学び、子どもから学ぼうとする姿勢を身に付け、自ら向上しようとする意欲を養う。
- ・多様な個性をもった子どもや保護者に対応していける社会性を培う。

### ② 初任者の専門職としての特性を高める。

- ・教職に対する基礎的・基本的な事柄の修得を図る。
- ・学級担任として、保育の進め方について、最低限の基礎・基本を身に付け、自信をもって保育を行えるようとする。
- ・学級経営・教育課程及び全体的な計画・子ども理解など実際の指導について、問題点を明確に指摘し、対応のポイントを示し、自らが工夫・改善できるよう配慮する。

## (3) 指導に当たっての配慮事項

- ① 研修指導員による指導は、計画的に行うこと。
- ② 教育・保育活動の中で、初任者が出合う様々な課題について、研修指導員が適宜指導・助言を行うことにより、実践的な指導力の向上が図れるようすること。
- ③ 定期的に反省・評価を行い、初任者の実態等に応じて研修内容等に修正を加えつつ、意欲的で充実した研修になるように配慮すること。
- ④ 研修指導員は、初任者のよき協力者、援助者、理解者として、ともに研修する姿勢を大切にしながら、初任者の自主的、自発的な態度の育成に努めるようすること。

## 3 指導計画の作成

指導計画については、年度当初のなるべく早い時期に初任者に伝え、目的意識をもたせ、研修が行えるように配慮する。このことは、初任者の研修姿勢を意欲的にさせる要因ともなり、重要なことである。

指導計画の作成に当たっては、園長の指導の下、園内現職教育計画や園行事との関連を図りながら計画・立案することが大切である。また、初任者の園内における日々の教育・保育活動を通して、初任者に必要な実践的指導力の育成が図れるよう、指導内容や指導方法について配慮する必要がある。

### (1) 指導内容

研修内容は多様であるが、初任者の創造性や意欲を失わせることなく、教員として基礎的・基本的な指導法の修得や指導理念の確立を図っていくために、研修内容を精選・重点化することが重要である。また研修内容の適時性、系統性も考慮して指導計画を作成することが大切である。

#### (例) 幼稚園等新規採用教員研修の研修項目例 (文部科学省資料)

	園外研修	園内研修
基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園教育の現状と課題</li> <li>・ 幼稚園の組織と運営</li> <li>・ 教員の服務と心構え</li> <li>・ 幼稚園教育の基本</li> <li>・ 人権・同和教育</li> <li>・ 心身に障害のある幼児の理解</li> <li>・ 小学校教育との連携</li> <li>・ 体験的研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園の教育目標・方針の理解</li> <li>・ 地域の理解と活用</li> <li>・ 園務分掌</li> <li>・ 健康安全指導の進め方</li> </ul>
学級経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級経営の意義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級事務の進め方</li> <li>・ 保護者の理解と家庭との連携の仕方</li> <li>・ 保護者会の進め方</li> </ul>
教育課程(指導計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育目標と教育課程</li> <li>・ 指導計画の作成</li> <li>・ 保育参観と研究保育</li> <li>・ 園具・教具・視聴覚機器等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週、日案の作成の方法</li> <li>・ 指導の実際</li> <li>・ 遊びや生活の仕方の指導と実際</li> <li>・ 行事の考え方と実際</li> <li>・ 環境構成の考え方と実際</li> <li>・ 園具・教具等の工夫</li> <li>・ 保育の展開と反省・評価</li> </ul>
幼児理解・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児の発達の理解</li> <li>・ 幼児理解と評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児の理解と指導の実際</li> <li>・ 幼稚園教育における評価の考え方</li> <li>・ 記録の取り方と指導要録の記入の実際</li> </ul>

(注)

- 1 基礎的素養における研修項目「幼稚園教育の現状と課題」では、各地域における実情等に配慮すること。
- 2 基礎的素養における研修項目「幼稚園教育の基本」では、“環境を通して行う際に重視すべき事項”についても配慮すること。
- 3 基礎的素養における研修項目「体験的研修」では、自然体験・観察、ゲーム、音楽・リズム・造形・身体表現、体育、飼育・栽培物の世話等についての指導等の観点に配慮すること。
- 4 教育課程（指導計画）における研修項目「指導の実際」では、遊びを中心とした幼稚園生活の流れを通して、総合的な指導を行うことに十分配慮すること。  
なお、歌の指導、絵本の読み方、飼育・栽培物の世話、食事や片付け等、実技を中心とした観点にも配慮すること。
- 5 幼児理解・評価における研修項目「幼児の理解と指導の実際」では、具体的な場面の中で一人一人の幼児に応じた指導を進める観点に配慮すること。

<研修項目例の利用に当たっての留意事項>

- 1 研修項目例については、各研修項目のねらいを明確にするため4領域に分けて例示しているが、研修項目を設定するに当たっては、必要に応じて領域間の統廃合を行う等、適切に配慮すること。
- 2 研修項目については、例示してある研修項目を組み合わせたり、必要に応じて加除したりする等、地域や学校の実情に応じて工夫すること。
- 3 研修項目を実施する時期については、それぞれの研修項目の関連等に配慮して、適切に設定すること。なお、園外研修については、学期始め（始業式までの間）や長期休業期間等に集中的に行うことについて配慮すること。
- 4 研修項目を実施するに当たっての所要時間については、それぞれの内容に応じて、適切に設定すること。

## 研修項目別細目例一覧

### 【基礎的素養】

	研修項目	研修細目
園外研修	○ 就学前教育の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県の就学前教育の実情</li> <li>・香川県の乳幼児数・就園率</li> <li>・就学前教育の動向</li> <li>・これからの中等教育の在り方</li> </ul>
	○ 教員の服務と心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者の使命と役割</li> <li>・教育公務員としての心得</li> <li>・勤務についての基本を知る</li> </ul>
	○ 就学前教育の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解</li> <li>・教育・保育内容及び方法の特質</li> <li>・「遊び」の充実について</li> <li>・「環境を通して行う教育」の意味</li> </ul>
	○ 人権・同和教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の人権・同和教育</li> </ul>
	○ 心身に障害のある幼児の理解 (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の特別支援教育</li> <li>・インクルーシブ教育システムとの関連</li> </ul>
	○ 小学校教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教育の理解</li> <li>・小学校教育との円滑な接続について</li> </ul>
	○ 体験的研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外活動、自然体験</li> <li>・応急処置の仕方</li> <li>・読み聞かせ</li> <li>・造形表現・造形遊び</li> </ul>
	○ 園の教育及び教育・保育目標方針の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の沿革、教育及び教育・保育の特色</li> <li>・教育課程及び全体的な計画と教育目標</li> </ul>
園内研修	○ 地域の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特色と自然環境</li> <li>・園外保育と地域の活用</li> </ul>
	○ 園務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分掌事務の内容や手順の理解</li> <li>・園内事故発生時の通報・連絡方法</li> </ul>
	○ 健康・安全指導の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断、身体計測の方法と記録</li> <li>・薬品、器材等の整備と使い方</li> <li>・避難訓練の計画と実施</li> <li>・登降園指導(交通安全指導)</li> </ul>

**【学級経営】**

	研修項目	研修細目
園外研修	○ 学級経営の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営の意義とねらい</li> <li>・学級経営の内容</li> <li>・学級集団の育て方</li> </ul>
園内研修	○ 学級事務の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任の行う学級事務</li> <li>・学級事務の引き継ぎ方</li> <li>・学級事務処理の仕方</li> </ul> <p style="text-align: center;">出席簿の作成 指導要録の作成と準備 健康診断関係表簿等 緊急連絡網の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内教育機器の扱い方</li> <li>　　視聴覚機器の活用</li> <li>　　コンピュータの活用</li> </ul>
	○ 家庭との連携の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との接し方</li> <li>・子どもの成長の伝え方</li> <li>・保育参観・保育参加のもち方</li> <li>・家庭訪問の行い方</li> <li>・送迎時の対応の仕方</li> <li>・連絡帳の生かし方</li> <li>・学級だより、園だよりの出し方</li> <li>・個人懇談の仕方</li> </ul>
	○ 保護者会の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ懇談・学級懇談のもち方</li> </ul>

## 【教育課程及び全体的な計画（指導計画）】

	研修項目	研修細目
園外研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育目標と教育課程（幼）</li> <li>○ 教育・保育目標と全体的な計画（こ）</li>   <li>○ 指導計画の作成</li>   <li>○ 保育参観と研究保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の教育課程及び全体的な計画の意義と役割</li> <li>・教育課程の編成とその手順（幼）</li> <li>　　全体的な計画の作成とその手順（こ）</li> <li>・園の教育目標と教育課程及び全体的な計画（幼）</li> <li>　　園の教育・保育目標と全体的な計画（こ）</li> <li>・教育週数、教育時間（幼）</li> <li>　　教育週数、教育時間、保育時間等（こ）</li>   <li>・指導計画についての考え方</li> <li>・教育課程及び全体的な計画と指導計画</li> <li>・計画－展開－反省－改善のサイクル</li> <li>・保育の展開と環境の再構成</li>   <li>・保育参観の観点</li> <li>　　子どもの活動と保育者の援助</li> <li>　　環境の構成・再構成の在り方</li> </ul>
園内研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週・日案の作成の方法</li> <li>○ 指導の実際</li> <li>○ 遊びや生活の仕方の指導と実際</li> <li>○ 行事の考え方と実際</li> <li>○ 環境構成の考え方と実際</li> <li>○ 園具・教具等の工夫</li> <li>○ 保育の展開と反省・評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週・日案の作成の実際</li> <li>・展開・評価反省・改善の実際</li>   <li>・活動の生まれ方の理解</li> <li>・教材の選択と使い方</li> <li>　　歌、絵本、集団遊び、飼育栽培の方法など</li>   <li>・遊びの指導の実際</li> <li>・生活のリズムの理解（園の一日）</li> <li>・基本的な生活習慣の形成</li> <li>・人とかかわる力の育成</li> <li>・自然と触れ合う体験</li>   <li>・各行事の進め方の実際</li> <li>　　入園式、修了式、遊戯会、誕生会 運動会、避難訓練、園外保育 等</li>   <li>・発達の時期に即した環境構成の実際</li> <li>・興味関心に即した環境構成の実際</li> <li>・生活の流れに応じた環境構成の実際</li>   <li>・保育の反省・評価の実際</li> <li>・日々の記録の取り方</li> </ul>

## 【幼児理解・評価】

	研修項目	研修細目
園外研修	○ 乳幼児の発達の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の発達の特性について</li> <li>・発達を促すもの</li> <li>・乳幼児の発達の実情を捉える</li> <li>・乳幼児の心と身体の発達</li> </ul>
	○ 子ども理解と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の子どもを大切にすることは</li> <li>・共感的理解とは</li> <li>・子どもを見る目を養うには</li> <li>・幼稚園幼児指導要録及び幼保連携型認定こども園園児指導要録の取扱い方</li> </ul>
園内研修	○ 子どもの理解と指導の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気になる子ども」の理解</li> <li>・「事例」から学ぶ子ども理解</li> <li>・今日一番心に残ったこと</li> <li>・個に応じた指導</li> </ul>
	○ 就学前教育における評価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達する姿を捉るために 生活する姿の変化を捉える 一人一人の幼児のよさや可能性などを捉える</li> <li>・保育者の指導についての反省</li> </ul>
	○ 記録の取り方と指導要録の記入の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の仕方と生かし方 個人の記録 日々の記録 記録のまとめ 発達の過程を捉える</li> <li>・補助簿の作り方</li> <li>・指導の過程及び結果の要約の仕方の実際</li> </ul>

## (2) 指導方法

(参考例)

指導方法	内容と指導の手順	
保育指導 (研究保育指導を含む)	初任者が保育を行い、保育終了後、研修指導員が観察記録をもとに指導するもの	環境構成→保育 →保育研究
保育参観指導	初任者が園内の先輩教員による保育を参観し、当該教員を交えて保育研究を行い、指導するもの	保育研究
作業指導	学年・学期の終始等、必要な時期に作業を通して指導するもの（年間指導計画・学級事務・教材製作・環境の構成・作品の整理等）	作業指導
相談指導	初任者がもつ日常の教育・保育実践における悩みや課題について聴き、必要に応じて指導・助言をするもの	相談指導
講 話	初任者に対して、指導方法等について口頭で指導するもの（服務の原則・当該園の教育課程及び全体的な計画・園行事等）	口頭指導
演 習	演習を行い、初任者が行った実践や事務処理等を指導するもの	演習→事後指導

### III 参考資料

#### 1 園内研修指導計画（10日）【例】

回	月日	保育中の指導	指導のポイント	指導方法
1	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園時の指導</li> <li>・子どもの迎え方、持ち物の整理</li> <li>・環境の整え方</li> <li>・保護者への対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育者の心得と勤務</li> <li>○ 週案、日案の作成 日々の記録の取り方</li> <li>○ 教育・保育目標と指導の重点</li> <li>○ 安全管理について</li> </ul>	保育指導 講 話 相談指導
2	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら遊びを生み出す時の指導</li> <li>・飼育栽培、小動物の世話</li> <li>・生活指導（食事・片付け）</li> <li>・絵本の読み聞かせ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○歳児の発達にふさわしい環境構成の在り方と実際</li> <li>○ 基本的生活習慣の形成</li> <li>○ 飼育栽培活動の方法</li> <li>○ 教材研究の仕方</li> </ul>	保育指導 講 話 演 習
3	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究保育（先輩教員の保育参観）</li> <li>・降園前のひとときの過ごし方（活動内容、話し方等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の理解と援助の在り方</li> <li>○ 水遊びの安全管理</li> <li>○ 家庭との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育ちの伝え方</li> <li>・個人懇談</li> </ul> </li> </ul>	参観指導 講 話 演 習
4	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事例研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる子どもの受け止めについて</li> </ul> </li> <li>○ 子ども理解の必要性とその視点</li> <li>○ 個人記録の生かし方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1学期の学級経営の評価</li> <li>○ ビデオ研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者としての専門性</li> <li>・子どもとのかかわりを考える</li> </ul> </li> </ul>	講 話 演 習
5	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材研究           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に即した教材の選択と使い方</li> <li>・教材の開発</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材開発と教材作り</li> <li>○ 運動会への取組</li> </ul>	作業指導 講 話
6	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の流れに応じて</li> <li>・異年齢児との交流</li> </ul> </li> <li>○ 戸外遊びの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活の流れに応じた援助と環境の構成</li> <li>○ 保育の反省、評価</li> </ul>	保育指導 講 話
7	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究保育</li> </ul> </li> <li>○ 園外保育の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育についての討議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・援助の在り方を振り返る</li> </ul> </li> <li>○ 園外保育と地域の活用（地域の人々や自然との触れ合い）</li> </ul>	保育指導 講 話 作 業
8	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・描くこと、作ることの指導</li> <li>・生活発表会に向けての指導（日常生活とのつながり）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表現活動についての理解と援助の在り方</li> <li>○ 表現物の理解の仕方</li> <li>○ 生活発表会に向けての取組</li> </ul>	保育指導 講 話 演 習
9	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の指導（歌、楽器、劇など）</li> </ul> </li> <li>○ 環境の再構成と指導のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人研修における指導</li> <li>○ 保育相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営上の問題点について</li> </ul> </li> </ul>	保育指導 講 話 相談指導
10	○/△( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の実際           <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬の遊び</li> <li>・進級に向けて</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導要録の記入の仕方</li> <li>○ 学年末の学級事務や園務分掌の整理</li> <li>○ 研修の反省と課題</li> </ul>	保育指導 作業指導 講 話

※なるべく月1回の研修を計画し、年間を通して初任者の支援、指導に当たるようにすること。

## 2 研修用ビデオ一覧表

No.	題名	分	内 容
1 考 え る シ リ ー ズ	新しい先生とともに (4歳児)	20	保育は、幼児理解に始まる。新任の先生が、園生活の中で幼児とのかかわりに戸惑う場面を通して、幼児理解の在り方を考えていく。
	はじめての幼稚園 (4歳児)	21	登園、片付け、弁当など、毎日の園生活で垣間見る幼児の思いにふれながら、指導の在り方を考えていく。
	こんなことがおこったら (4歳児)	22	園生活で起こる様々な出来事は、いずれも、幼児の発達にかかわる大切な場面である。生活の中で育つ姿やそのための援助について考えていく。
	新しい生活がはじまって (3歳児)	20	新しい園生活が始まって戸惑う幼児の姿から、幼児と共に園生活のリズムをつくり出すことを考えしていく。
1 考 え る シ リ ー ズ	せんせい、見てて (4歳児)	22	一人一人に応じていくためには、幼児一人一人のやっていることに温かな関心を寄せ、その思いを受け止めていく必要がある。二人の幼児とのかかわりを通して、一人一人に応じる指導の在り方について考えていく。
	だってやりたいんだもん (4歳児)	20	幼児一人一人が、その子らしさを發揮していくためには、温かな雰囲気のある学級をつくることが大切である。友達の出会いから始まる暮らしづくりについて考えていく。
	せんせいは、トオルくんと つきあってるんだよ (4歳児)	22	幼児の話に最後まで耳を傾け、行動を見守る教師としてのかかわりは、幼児との信頼関係を築く。幼児が語る言葉から、その心の揺れ動きを受け止め、幼児とのかかわりを考えていく。
1 考 え る シ リ ー ズ	ふたりだったらチヨー さみしそう (4歳児)	24	幼児の主体的な活動は友だちとの幼児同士のかかわりを深めながら、一人一人のよさを生かす指導の在り方について考えていく。
	ここだからね、せんせい (5歳児)	22	幼児の主体的な活動を促すためには、幼児一人一人の思いや願いを受け止め、それに添って教師が様々な役割を果たすことが必要である。教師と幼児とのやりとりから、幼児理解に基づく保育について考えていく。
	アリちゃんはアメリカへ いっちゃったの ～3歳児5月の生活～	21	園生活に慣れ安定した気持ちをもって生活するようになるためには、幼児一人一人の心の動きにそった教師のかかわりが大切である。入園当初の3歳児がしだいに安定していく姿から、幼児理解に基づく保育について考えていく。
2 幼 児 理 解 に は じ ま る 保 育 シ リ ー ズ	① 3歳児の世界	23	幼児一人一人の内面への理解を深め、保育の様々な状況に応じて適切に対応できる実践的指導力を身につける視点から編集している。4つの場面で構成されており、入園当初の3歳児と新任の先生との生活が、ありのままに収録されている。
	② せんせい だいすき (4歳児)	20	幼児の表情や言葉、動きなどから、幼児の思いや願いを捉え、幼児理解を深める教材として編集している。入園当初の4歳児の幼児一人一人の先生への思いをとらえている。
	③ ぎゅうにゅうできたよ ～子どもの思い・先生の願い～	22	様々なものや人とかかわり、それぞれの思いをもって遊び出す4歳児と教師とのかかわりから、幼児の思いと教師の願いをとらえ、幼児理解に基づく保育について考えていく。
	④ 友だちと出会い	22	友だちとの出会いを通して、自分と友だちの思いの違いに戸惑う4歳児の姿から、幼児理解に基づく教師のかかわりについて考えていく。
	⑤ いっしょにやろうよ ～伝え合う気持ち～ (5歳児)	35	2学期後半の5歳児と先生との生活をありのままに収録。「子ども会で人形劇をしよう」「遠足バスはどこにいくの」「お客様を呼んできたら」「どうしてハルカちゃんやらないの」
3	VHS 3人でやるってきめたのに ～友達と先生と環境と～ (4歳児)	20	4歳児仲良し3人組が、先生や友達、身近な環境や道具など、園内のさまざまな環境とかかわって遊びを展開している様子を記録。子どもたちの姿を通して、友達と、先生と、さらに環境とのかかわりについて探り、教師の援助や環境の構成の在り方について考えていく。

4	VHS 年長さんがつくった おばけやしき ～生活発表会に向けて～	22	5歳児が教師とともに工夫し合ってお化け屋敷をつくり、学年全体で生活発表会に向かう姿を記録。幼児同士がその子らしさを発揮しながら、仲間と話し合い、協力して活動する姿から、共同的な学びを支える教師の役割を考えていく。
5	幼児教育から小学校教育へ ～1ねんせいになるってことは～	45	一人の子どもの5歳児3学期から小学校生活に適応するまでを連続して記録。幼児期に育みたい力について、子どもが感じている段差について、小学校のスタートカリキュラムについて幼保小の教員がともに考えしていく。
6	やっぱりそうだよね ～認め合う友だちとの生活～ (5歳児3学期)	36	友だちと協力して活動を豊かに展開しようとする5歳児3学期の幼児の姿と、温かい学級集団を育てようとする教師の姿を記録。幼稚園教員また小学校教員が幼児教育への理解を深めていく。
7 DVD付 ブックレット	子どもの経験から振り返る保育プロセス ～明日のより良い保育のために～	75	保育者に求められている保育の自己評価を、形式ではなく明日の一歩につなげるための方法について考える。また、様々な観点から保育を振り返り、明日からの保育で何ができるのかを考える。
8 乳幼児への まなざし	① 第1巻 一人あそびへのまなざし	30	0歳児～2歳児の子どもたちのあそびの中にあるひたむきな姿を、ていねいなまなざしで観ていくことを通して、子どもは面白いという視点や保育の仕事の魅力を見付けていく。
	② 第2巻 集団あそびへのまなざし	30	
	③ 第3巻 いたずらっ子は発見の王様	30	
9 の保育 低年齢児	① 第1巻 1歳児編	30	保育所の1日の流れに沿って、保育者の姿勢とかかわりについて考える。また、保育所の保育環境や健康上の留意点、事故防止についての理解を深める。
	② 第2巻 2歳児編	30	
10 実践に学ぶ 幼児の保育	① 第1巻 3歳を中心	30	園での子どもの活動や子どもの声から、子どもの様々な力を引き出す保育者の役割について考える。 園での生活の1日の流れにそって、3歳児の活動を中心に、5つの領域を念頭におきながらみていく。
	② 第2巻 4歳を中心	30	
	③ 第3巻 5歳を中心	30	
11 やさしさ 育つとき	① 第1巻 「イヤ」「ダメ」への保育者の対応	25	2歳児の保育中のトラブルや自然な子ども同士のかかわり合いや遊びに視点をあて、保育者のていねいなまなざしとかかわり、やさしさ、答えを急がないという姿勢が重要であることを学ぶ。
	② 第2巻 友達との関係が育つとき	30	
12	子どもの心が聞こえる ～子どもと保育者 成長の記録～	24	4ヶ月児と1年目の保育者の記録。目覚めている子どもの姿から、子どもが周囲の環境へと働きかけていることや自ら遊ぶ意欲があることに気付く。
13	保育所保育指針を映像に！ (全2巻セット)	75	【第1巻】「子どもの育ちを支える保育所の保育実践」 0歳から6歳までの子どもの育ちを支える保育所の保育実践を考える。
		46	【第2巻】「保育所の社会的役割と責任」 保育所の社会的役割と責任を果たしていくことについて考える。

14	ある認定こども園の挑戦 ～環境がはぐくむ健やかな子どもの育ち～	90	ある認定こども園の活動を1年間取材し、そのユニークな取組について紹介。質の高い教育・保育、子育て支援について学ぶ。無藤教授・増田教授による解説が収録されており、研修の目的に合わせて解説あり・なしを選択できる。
15	ある認定こども園の挑戦Ⅱ 育ち合う保育 ～子ども・親・保育者～	85	広島県の郊外、里山の風景に囲まれた豊かな自然の中にある認定こども園・さざなみの森の保育の様子を通して子どもの育ち、そして保護者、保育者の育ちをみつめる。ある認定こども園第2弾、増田・無藤教授の監修・解説で保育について詳しく学ぶ。 ※2018年施行の各保育要領等のポイントについて解説あり。
16	映像で見る 主体的な遊びで育つ子ども あそんでぼくらは人間になる (見る・読む・わかるDVD BOOK)	75	評価の高い映像を教材化。テレビ新広島制作の番組「あそんでぼくらは人間になる～子どもにとって遊びとは～」(2012年放送、ギャラクシー・奨励賞受賞、第21回FNSドキュメンタリー大賞ノミネート作品)に未放映シーンを大幅に追加して再編集。シーン9『箱んでハイタワー』は、ユネスコが世界に配信する保育実践の映像事例の一つに選ばれた。
① 17 3年間の保育記録	第1巻 ① ・よりどころを求めて (3歳児前半) ② ・やりたいでも、できない (3歳児後半)	38 35	【文部科学省特別選定】【日本産業映画・ビデオコンクール部門賞受賞】幼児にとって、初めて保護者と離れる不安は想像以上に大きい。幼児が幼稚園で安心して暮らしあげるには、保護者に代わる心のよりどころが必要である。保育者はどのようにして幼児の不安な気持ちを受け止め、心のよりどころになっていけばいいのだろうか。 【文部科学省特別選定】 2学期、幼児は次第に先生や友だちのしていることに興味をもち、自分の世界を広げていく。やりたい気持ちが強くなるにつれ、うまくいかないことや自分にできないこともてくる。そんな時、保育者はどのようにして幼児を支えていけばいいのだろうか。
	第2巻 ① ・先生とともに (4歳児) ② ・育ちあい学びあう生活のなかで (5歳児)	46 57	【文部科学省特別選定】【2005年 教育映像祭優秀映像教材選奨ビデオの部職能教育部門 優秀作品賞】 4歳は友だちとの関係のなかに、自分の世界を広げていく時期であるが、だれもが心に葛藤を覚える時期もある。リョウガ君もなかなか自分から友だちの中に入っていけない。幼児の心をほぐし、動きださせるためには、幼児の心に寄り添い、支える保育者の存在がなにより大切である。 【文部科学省特別選定】 3年間の保育最後の5歳児のリョウガ君はたくさんの友だちに出会い、刺激を受け、時にはぶつかり合いながら育っていく。そうした子どもどうしの関係を作っていくことが保育者の大切な役割である。リョウガ君が友だちや先生と暮らした3年間を通して、幼児期の教育の大切なことを伝える。

※貸出を希望する場合は、県教育委員会事務局義務教育課内「かがわ幼児教育支援センター」へ連絡の後、直接お越しください。(TEL 087-832-3741)

※島しょ部へは、通常便にて関係町教育委員会又は所管課の方へ送付しますので、ビデオの受け渡しはそちらでお願いします。

※夏季休業中に貸出が集中しています。指導内容に合わせて、適宜ビデオ研修を行ってください。

※貸出期間は原則1週間とします。特に、夏季休業中は研修後速やかに返却をお願いします。

※夏季休業中は、1回の貸出につき1人2本までとします。

### 3 新しい先生とともに

〔「幼稚園新規採用教員研修資料（文部科学省）」から抜粋〕

#### (1) 先生が育つとき

幼稚園教員となって3年目のF教師は、幼稚園教育に情熱を燃やし、毎日の保育に生き生きと取り組んでいます。一人一人の幼児にとって幼稚園が楽しい生活の場になるために、周囲の環境や指導の方法などを工夫することが楽しくてたまらないようです。そんなF教師も、新任のころを思い出して、こう語っています。「最初は、何をどうしたらよいか、不安ばかりが先に立って、せっかくの先輩のアドバイスも、何を言われているのかよく理解できなかつたと思います。」

F教師でなくとも不安感や緊張感が高い中では、周囲の情報を適切に受け止めることは困難でしょう。

初めての職場になじめずに過ごすF教師の緊張をほぐしたのは、園内の他の教師と一緒にする作業や話合いでした。このような触れ合いを通してF教師は、自分も幼稚園の一員であることを感じ取ったようです。中でも、F教師は、「主任のS教師が、悩みを受け止めたり保育を陰で支えたりしてくださった援助がうれしかつた。」と言います。

園内研修に期待されているのは、具体的な保育の場面で幼児の言動を受け止め、個々に応じて、適切な援助を行うための実践的指導力を育てることです。しかし、実践的指導力は、教えられて身に付くものではありません。一人一人の教師が、幼児との生活の中で幼児に学び、先輩の教師をモデルにしながら体得していくものです。そこでは、教師自身の自らを高めようとする意志と意欲が大切なのです。

幼稚園教員に限らず、人は誰でも周囲の人々に温かく見守られ、存在を認められていると感じるときに、自己の力を発揮して、意欲を持って課題を乗り越えていくことができます。

研修指導員の役割は、まさに、教師自身が喜びを持って保育にあたり、一步ずつ専門性を高めていくこうとする意欲を支えることにあるでしょう。

#### (2) 夢と希望の送り手として

幼稚園教員として第一歩を踏み出した教師の胸は、夢と希望でいっぱいにふくらんでいることでしょう。若い教師にとって、この夢と希望を持ち続けることが、様々な課題を乗り越えて教師としての道を歩むための原動力となるのです。

幼児との生活を始めて数週間、Y教師の戸惑いと焦りは、だんだん高くなっていました。自分の描いていたイメージと少し違う幼稚園の生活や思い通りにならない子どもたちの中で、Y教師は、もしかすると自分は幼稚園の教師としてふさわしくないのではないかとさえ思うようになったようです。そんなY教師の様子に気付いた研修指導員のA指導員は、Y教師が幼児たちと心の触れ合いをもてる機会を作り出すような指導を心掛けました。翌日の指導案について相談する中で、皆で楽しめる遊びと一緒に考えたり、保育の中で、Y教師が子どもたちと一緒に安心して遊びに熱中したりできるように、側面からの指導に努めたのです。

A指導員は、Y教師と一緒に保育にあたりながら、子どもたちの楽しそうな様子やY教師を必要としている子どもの姿を伝えるようにしました。A指導員のアドバイスでB男の砂遊びに参加したY教師は、「砂山のトンネルの中で手が触れたときは、B男が本当にうれしそうに笑ってくれました。ほんの小さな出来事なのに、胸が熱くなつて。」と、幼児と触れ合えた喜びを語ってくれました。Y教師の中に、多少の苦しさはあっても、子どもたちと一緒に歩んでいこうとする気持ちが芽生えたに違いありません。また、A指導員は、機会をとらえては自分自身の新任のころの戸惑いや失敗を話すようにしました。最

初は、誰にでも戸惑いや失敗があること、そんな中でも、教師が一人一人との触れ合いを大切にして保育を進める姿勢があれば、幼児は教師に信頼を寄せるようになることを伝えたかったからです。

指導員には、当初の意欲を失いそうになった教師に、子どもたちとの生活を通して、教師としての役割や子どもと共に過ごす楽しさを感じ取り、幼稚園の教員になってよかったですと思えるように指導することが求められているのです。

### (3) 良き理解者、良き相談相手に

しっかりやろうと思うほど緊張感が高まり思うように動けなくなったり、幼児の気持ちや周囲の状況が見えにくくなったりするものです。指導員は、このような教師の気持ちを受け止め、何でも話せる相談相手になることが大切です。

新規採用教員の悩みや戸惑いは、経験の深い教師からすれば、取るに足らないことであるかもしれません。「もっとがんばりなさい。」と励ましたり、「そんなことが。」と言いたくなったりするようなことも多いと思います。しかし、それは初めて担任として幼児の前に立った教師にとっては、切実な悩みや疑問なのです。新しい教師の悩みは、保育上の問題だけでなく、職場の人間関係や保護者との関係など多様です。指導員は、このような悩みにすぐに解決策を与えるのではなく、何よりもまず、良い聞き手となることが大切です。

良い聞き手となるためには、相手の立場に立って話を受け止めることと同時に、話の内容を他の人に話したりすることのないようにする配慮が大切です。安心して自分の本心を話せる指導員との関係のもとでは、教師が自分の課題を見つけることができるでしょう。また、指導員のアドバイスを受けながら、具体的な対処の仕方を身に付けていくこともできるでしょう。

誰にも新規採用の時期があったはずです。どのような先輩からの支えが役立ったかを思い出してみると、新しい教師との間に良い関係を作り出すことにつながるのではないでしょうか。

良き相談相手ということは、良きアドバイザーであるということです。初めから完成された姿を求めるのではなく、一人一人の教師に合わせて、今ある状態から一歩進めるようなアドバイスを具体的にする必要があるでしょう。短所ばかりを指摘されるよりも、自分の特性を認められ、そこに何かをプラスすればもっと良くなると言われた方が意欲も高まり、達成したときの喜びも大きいものになるでしょう。

### (4) 実践的指導力を育てる

#### ○ 自分の保育を通して

園内研修で大切なことは、幼稚園の生活の中で起こる様々な事態に応じて適切に対応できる実践的指導力を育てることです。そのような力は、具体的な場面に教師が直面することを通して、一つずつ体験的に身に付けていくものです。したがって、研修指導員はその教師が今抱えている問題について一緒に話し合い、具体的な手立てを自分で考えられるようにしていくことが必要だと思います。

次に一人の研修指導員が新規採用教員の気持ちを受け止めながら歩んだ一年間の指導の事例をあげてみましょう。

<4月>

新規採用のN教師は、子どもたちを迎える喜びと、緊張感でいっぱいの中、担任としての生活を入園式からスタートしました。

当然のことながら、保育はN教師の思うように進みません。

- ・「先生、先生。」と絶対に自分の方を向いていてほしいと怒ったり、泣いたりして求めるA子。
- ・自分の思うようにならないと誰でもぶつR男。
- ・紙芝居を読み始めてもざわざわ騒がしい。
- ・初めての誕生会。ペーパーサートを使って話を始めると「やりたい」「ほしい」といって騒がしくなってしまった。落ち着いた雰囲気の中でお祝いしたかったのに。
- ・S男は今日も職員室に入り込んだり。

はりきって指導にあたっていたN教師も毎日の保育の中で出来事を前にして「どうしてこうなってしまうんだろう。」「こんなはずではなかった。」「自分には向かないのでは。」と徐々に不安がふくらみ始め、ときには涙が先に立ってしまうような様子も見られました。

T指導員は、そのようなN教師の様子を見て、N教師は社会人として新生活のスタートを切ったばかりで、通勤、教材準備、週日案の立案、記録、整理などの時間に追われ、自分の時間を持てない状態にあるのではないかと考えました。緊張感で職場の中でも自分を出せない、気分転換を図る機会がないという状態が、学生時代に学んできたことや実習経験などからN教師なりに描いていた保育と、現実にうまくいかない保育との、ギャップや焦りを更に高めているようでした。

当初は、T指導員も保育に入って一緒にやってみたのですが、N教師に不安感、緊張感があり、「自分で何とかしなくては」という構えもあるようだったので、少し距離をおいて保育に参加しながら子どもたちの様子を把握するように心掛けてみました。そして、N教師が不安なことや悩みなどを自分から話しかけてきた時に受け止める役に徹し、N教師が自分の気持ちを表せるような雰囲気作りに努めてみました。また、週日案の形式にとらわれて、実践に結び付けた計画を作成することが難しいようだったので、何でも自分の思っていることが書けるように日々の記録を中心にしてすることを提案し、必ず感想を入れることを勧めました。

また、特に5月の連休には仕事を忘れて、自分らしく過ごすことを勧めてみました。

#### <5月の連休明け>

4月以来の疲れがとれたのか、N教師の表情はさわやかです。生活の仕方が変わり、毎日の時間の使い方が徐々に上手になり、自分から保育のこと、子どものことを相談してくることが多くなりました。また、自分の記録やビデオから自分の動き、自分の保育を振り返ってみることができるようになってきました。

#### <N教師の連休明けの感想>

入園してからずっと、いろんな所を見なければ、あちらの方にも行かなればと走り回っていた時は、「今日、私は子どもに何を残したんだろう、何をしてたんだろう。」と思うことがしばしばだった。

今は心も元気になって、自分自身も子どもといふ時間を楽しいと思うときが多くなった。そして、確実に「今日は○○ちゃんとは~できた。」と思えることが一つづつ出てきた。

毎日、仕事に張り詰めていたN教師の気持ちが、連休の間、自分の時間が持てたことで和らぎ、新たな気持ちで仕事のこと、子どものことを考えられるようになったようでした。

T指導員は、新鮮な気持ちで仕事に取り組み、子どもとの生活の楽しさが感じ取れるようになってきたN教師に、N教師と子どものかかわりの場面の記録やビデオに撮ったものをもとに、幼児理解、教師のかかわりについて一緒に話し合いました。そして、子どもとかかわるとき、素直に自分の思いを出した方がよいとアドバイスしました。

## <10月>

運動会を間近に控えた園に、T指導員は7回目の指導に訪問しました。

運動会は、子どもたちの大好きなリズム遊び、かけっこなど、やることがはつきりしているので、N教師も保育が進めやすいようです。学年で取り組むことが多く、ベテランの先生の保育を見ながら進めることができることも、安心感につながっているようです。他の学級の教師のかかわり方ややっていることを見て、自分の保育に取り入れる様子が見られます。

T指導員は、N教師に、この時期は行事にむけての活動が多くなりがちなので、行事のみに目を向げず、学級の雰囲気を大事にして保育の流れを作ることが大切とアドバイスし、個々の児童について感じたことを伝えて、話し合いました。

### <「1年間の研修を終えて」－N教師の感想－>

1年という時間の中で、人が成長することの大きさに驚かされます。日々成長する子どもたちとともに過ごし、学ばされ、私も変わってきたのではないかと思います。

4月の始めは、20人の子どもがいっぺんに、それぞれの思いで話しかけてくる言葉に生返事をし、また、あっちへ行く子、こっちへ来る子を追い駆け回すことだけで、1日が終わったような気がします。

子どもも私も園生活に慣れてきた5月頃、今度は私の中に「私は教師なのだから」という構えができていました。

子どもが池にいるたくさんのオタマジャクシをすくい、歓喜の声をあげているとき、「ほんとね。」と言いながら、頭の中では「この後、どの入れ物に入れておけば、この子はオタマジャクシをよく見てくれるだろうか。」と考えていました。「ほんとね。」という私の言葉には、何の気持ちも込められないままになっていたのです。

このように、子どもの喜びの声を聞いても、子どもの大発見を知らされても、こういう行動はやめて欲しいと思っても、私は、頭の中で一度「教師だからどう答えるべきだろう。どう動くべきだろう。」と考えてから行動していました。子どもの喜び、驚き、悲しみなど、真の心の動きに対して、私は、自分の心をどう感じたのか、どう思ったのかを見せてていなかったのです。

こんなとき、研修指導員の先生から、「あなたの思ったこと、感じたことをそのまま、言葉にしてみればいいのよ。」という助言をいただきました。『そのままを言葉にする』ということは“教師”という立場にこだわっている私を見せるのではなく、私そのものを子どもにぶつけることでした。

教師という構えがなくなったとき、私には20人の子どものそれぞれの心の色が見えてきたように思います。

空箱と長い筒で作った虫採り網。この網でやっとトンボが採れたときの感動。そのトンボの目にはたくさんの目が入っていることを発見した驚き。

冬の朝見つけた大きな大きな氷。両手を広げて持ったときの冷たさや向こうが見えることを知った時の喜び。

さっきまで一緒に遊んでいた友達に仲間はずれにされてしまった時の悲しみ。

——中略——

子どもたちのこんな素敵なたくさんの心に支えられ、私の中には以前より“感じる心”が増えてきた気がします。

## ○ 先輩の保育にふれる

### ア 園内の他の教師の保育を見る

新規採用教員は、日常の園生活で、他の教師の保育を見ることによって様々なことを学んでいます。園内での生活の仕方、保育の準備の仕方、児童とのかかわり方、保育に対する考え方、保護者とのかかわり方等について先輩の教師から伝えられていくことがあります。

しかし、ややもすると新規採用教員は自分自身の不安や戸惑いに気を取られて周りが見えなくなりがちであり、学習する機会をとらえられずにいることもあります。

そこで、他の学級の保育を指導員とともに参観させ、担任教師や幼児の行動について具体的な場面をもとに話し合うなどすることが効果的です。また、併せて保育の終了後に担任教師から話を聞くことも実践的指導力を高めるために大切なことです。

他の教師の保育を見る際に、次の点に目を向けさせるようにするとよいでしょう。

#### <保育の準備、環境作り>

保育の参観は、保育が始まる前の保育室の準備や環境作りから行うようにしたいものです。できれば前日から保育の準備にも参加させながら、担任の教師からなぜそのように環境を構成するのかなどを具体的に聞くようにさせることが望ましいでしょう。

また、保育を進める中で、幼児の活動の展開に応じて環境を作りかえていく様子に目を向けさせることも必要です。

#### <登園時の幼児の迎え方>

登園してくる幼児を迎える際の教師の指導も重要です。保護者からの連絡事項の把握、幼児への声の掛け方、話をしながら教師が幼児の様子を観察していること、遊びに入っていく幼児への援助などを具体的に見て学ばせるようにしたいものです。

#### <遊びを通しての援助の仕方>

遊びの中での援助について理解するためには、一人一人の幼児の言葉や行動、表情などに着目して観察ができるようにし、教師の援助が幼児の興味・関心、発達の実情に即して行われることに気付いていけるようにすることが大切です。

教師が目の前にいる幼児の行動ばかりではなく、離れた場所で遊んでいる幼児にも気を配って、必要に応じて援助していく様子を具体的に見たり、遊びに必要と思われるものを幼児と相談したりしながらタイミングよく準備して行く様子などを見ながら、自然に生活が展開していくようにする教師の援助について学ばせるようにします。さらに、突発的に起きたけんかへの対応や、特に配慮が必要な場面での教師の指導の在り方についても、機会をとらえて担任の指導に目を向けさせるようにします。

#### <降園時の指導>

降園時間を考えながら遊びの片付けなどを指導し、帰宅の準備ができるようにしていく教師の様子に目を向けさせ、一人一人の幼児への配慮等を学ばせるようにします。

降園時に絵本を読んだりすることもありますが、その時は、幼児の集中のさせ方、絵本の読み方なども参考にしていくようにします。出迎えに来た保護者へのあいさつ、連絡の仕方などにも触れるようにしたいものです。

### イ 指導員の保育に触れる

保育は本来、連續性を大切にして行うものですから、外部から指導者が来てすぐに模範的な保育ができるというものではありませんが、指導員は継続してその学級に入っているので、部分的な指導を行うことも可能でしょう。そこで、例えば、指導員と新規採用教員と同じ場や遊びにかかわって指導を行い、指導員が幼児とかかわる姿から、幼児への話し方、表情、環境の構成の仕方などを新規採用教員に学ぶようにすることもできます。

このような保育を行う場合には、事前に十分に打合せを行い、お互いの役割分担などを理解しておくことが大切です。

#### 4 教育公務員特例法 (抄)

**第二十三条** 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2、3 (略)

#### 附則

**第五条** 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時に任用された者その他の法令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 (略)

#### 5 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (抄)

**第十二条** 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

・ ・ ・ ・ (略) ・ ・ ・

附則第四条第一項中「特別支援学校の幼稚部」を「特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」に改め、「教育委員会」の下に「当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。